

東日本大震災

福島県消防殉職者慰霊式 執り行われる



平成二十四年一月十八日（水）、南相馬市の市民文化会館大ホールにおいて、日本消防協会、県消防協会及び福島県の共催により、「東日本大震災福島県消防殉職者慰霊式」が執り行われました。

この慰霊式は、昨年三月十一日発生した東日本大震災の津波により、本県では、避難誘導等に当たっていた消防団員二十四名の方々（別表1）が殉職されており、これらの方々の御遺徳を顕彰し、御霊の御冥福をお祈りするため行われたものです。

殉職された方々の御遺影を掲額した祭壇の前に、共催した三団体の各代表の日本消防協会秋本理事長、県消防協会小瀧会長及び福島県佐藤知事、御遺族の方々、また、県議会議員、県消防協力議員会長、地元選出県会議員、県警察本部長、地元市町村長、地元消防長、県内各消防団長

別表1 東日本大震災福島県消防殉職者名簿

（※：階級は特別昇進後のものです。敬称略）

所 属	階 級	氏 名	享年	住 所
檜葉町消防団	副分団長	渡辺 豊	50	波倉字小作
浪江町消防団 (3名)	部 長	荒川 幸村	37	請戸字中島
	部 長	橋本 信之	37	請戸字川原
	部 長	渡辺 潤也	36	請戸字本町
南相馬市消防団 (9名)	副分団長	丸山 幸次	35	小高区井田川字南新田
	副分団長	谷口 浩治	40	小高区浦尻字原田
	副分団長	門馬 孝文	35	鹿島区南右田字二ツ沼
	副分団長	濱名 淳一	42	鹿島区南海老字中谷地
	副分団長	星 勝	41	原町区北泉字地藏堂
	副分団長	高田 憲幸	32	原町区雫字山畑
	部 長	中川 一也	31	小高区村上字仲川原
	部 長	渡部 祥太	23	小高区浦尻字町
	部 長	前川 智宏	27	鹿島区北海老字釜舟戸
相馬市消防団 (10名)	副 団 長	稲山 正弘	49	磯部字芹谷地
	分 団 長	阿部 健一	39	磯部字大洲
	副分団長	荒 秀和	44	磯部字芹谷地
	部 長	菅野 浩司	44	磯部字芹谷地
	部 長	高戸 清一	35	程田字小堤
	部 長	土屋 誠	30	磯部字芹谷地
	部 長	佐藤 峰生	30	磯部字芹谷地
	部 長	村岡 稔真	34	磯部字大洲
	部 長	荒 栄一	32	磯部字芹谷地
	部 長	菊地 義行	41	原釜字北谷地
新地町消防団	部 長	門馬 則行	48	埴木崎字埴浜

等多くの御来賓、殉職された団員が所属した各消防団の団員、消防関係者や一般の方など約七百八十名が参列し、式は厳粛かつ盛大に執り行われました。

慰霊式では、殉職者に対する黙とう、小瀧県協会長の式辞の後、殉職者

の功績をたたえ、日本消防協会と福島県からそれぞれ特別功労章（章状及び勲章）と、県から賞じゅつ金目録が、御遺族に贈られたほか、日本消防協会秋本理事長の挨拶、佐藤県知事、斎藤県議会議長、桜井南相馬市長から「追悼のことば」をいただき、御遺族、主催



財団法人 福島県消防協会
福島市中町五番二十一号
福島県消防会館内
電話 福島(522)五九七四
編集者 福島県消防協会
福島市南矢野目字萩ノ目裏一
印刷人 村山 広一
電話(福島) 四六〇〇

消したはず

決めつけないでもう一度

平成二十三年全国統一防火標語



者、来賓並びに消防関係者代表による献花が行われ、最後に、佐藤光孝南相馬市消防団長より、参列者等に対する謝辞がありました。

小瀧県協会長は式辞で「今回、あなたが、東日本大震災で身を持って示されました烈々たる責任感と犠牲的精神は、まさに消防精神の表れであり、郷土防災の鏡として、永く、本県消防史上に、その名を留め置かれるものがあります。

そして、あなたが示されました御遺徳により、地域住民の方から消防に寄せられる信頼は、益々高まっております。また、公務災害の発生を可能な限り少なくするため、消防団員への安全指導や、消防装備の充実強化などの取組が、消防の責務として大きく課されてきております。

このため、私達消防人は、本日この慰霊式を契機として、あなたがたの遺訓と共に、東日本大震災によって起こった凄まじい惨禍を、生きた体験として自らの心に刻み込み、風化させることなく、今後とも研鑽・改善に努め、崇高なる消防精神のもとに、一致団結して、安心で安全な住みよい社会の実現を目指し、より一層精励・邁進することをお誓い申し上げます。」等と述べ、殉職者の功績を讃え、深甚なる敬意と感謝の誠を奉げるとともに、安心・安全への誓いを新たにしました。

被害状況 人的被害・建物被害数については、一部の市町村において詳細が確認できていないため、被害数を合計しても一致しないものがある。

平成24年3月11日17時00分
消防庁災害対策本部

本県の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況（概要）は、次表のとおりです

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）
による県内の被害状況（概要）

都道府県名	市町村	人 的 被 害						住 家 被 害					非住家被害		火災 件	
		死者	行方不明	負傷者	重傷	軽傷	程度不明	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他		
		人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟		
福島県	福 島 市	3		19	2	17		184	3,416	4,936						2
	会津若松市	1		6		6		4	57	4,434						
	郡 山 市	1		4	2	2		2,301	18,932	32,195						3
	いわき市	310	37	4	3	1		7,710	30,798	45,576						3
	白 河 市	12		2		2		236	1,731	6,289						1
	須賀川市	10	1	1		1		1,114	3,468	10,363	32	30				
	相 馬 市	458		11	4	7		1,001	781	3,313						
	二本松市			3		3		10	382	4,818						
	田 村 市	1		5	1	4		14	162	2,790						1
	南相馬市	631	7	59	2	57		5,432	1,306	2,232	991	308				
	伊 達 市			3		3		25	215	8,067						
	本 宮 市							13	117	2,557						
	桑 折 町			1		1		49	170	1,082						
	国 見 町			20		20		114	43	357						
	川 俣 町							28	22	782						
	大 玉 村							2	10	324						
	鏡 石 町	2		2		2		172	756	1,613						
	天 栄 村			3	2	1		53	107	1,334						
	南会津町			1	1											
	磐 梯 町			1		1				8						
	猪苗代町			1		1		18	63	666						
	会津坂下町			1		1		2	7	32						
	湯 川 村								3	39						
	会津美里町			1		1			2	291						
	西 郷 村	3		4		4		92	298	1,766						1
	泉 崎 村							46	252	507						
	中 島 村							3	29	954						
	矢 吹 町			7	1	6		288	1,515	1,666						
	棚 倉 町							1	24	594						
	矢 祭 町								61	235						
	塙 町									270						
	鮫 川 村								7	112						
	石 川 町	1		4		4		1	28	2,567						
	玉 川 村			3		3			45	665						
	平 田 村							1	11	401						
	浅 川 町			3		3			1	571						
	古 殿 町								28	670						
	三 春 町	1		2		2		30	153	1,048						
	小 野 町							4	42	1,328						
	広 野 町	2	1					不明	不明	不明	30					
	楢 葉 町	37		5	2	3		50								
	富 岡 町	91	3													
	川 内 村	27		1		1		2	236	85						
	大 熊 町	46	1	不明				30								
	双 葉 町	55	1	1		1		78	5							
	浪 江 町	182	2					613	1			2				
	葛 尾 村	7							1	41						
	新 地 町	115		3		3		439	127	651						
	飯 館 村	1		1		1										
	計		1,997	53	182	20	162		20,160	65,412	148,229	1,053	340			11

平成二十三年七月
新潟・福島豪雨被害状況

平成二十三年七月二十八日から三十日にかけて、朝鮮半島から北陸地方を通じて関東の東側に停滞した前線に向かって、非常に湿った空気が流れ込み、大気が不安定になり、大雨をもたらし、長野、新潟、神奈川、群馬、栃木、福島、秋田の七県に、次表のような大きな被害を発生させました。本県では南会津、会津西部に被害が集中しています。

新潟県と本県会津地方では、二十七日昼頃から雨が降り始め、二十八日から断続的に一時間に八十ミリを超える猛烈な雨が降り、総雨量は、本県只見で、六八〇・〇ミリとなり、同町において、土嚢を積む作業をしていた作業員一名が川に流され行方不明となっています。

新潟県では加茂市宮寄上で六二三・五ミリを記録したほか、広い範囲で四〇〇ミリを超え、新潟県と本県では「平成十六年七月新潟・福島豪雨」を上回る記録的な大雨となりました。

都道府県名	人的被害							住家被害					非住家被害		座ぐずれ箇所
	死者	行方不明	負傷者	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	公共建物	その他	
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
秋田県									5	29					8
福島県		1				33	199	3	80	193	12	203			3
栃木県										3					
群馬県								1	1	6					
神奈川県										3					
新潟県	4	1	2	11	40	799	32	1,133	7,567	84	5,621				31
長野県									1	3					
合計	4	2	2	11	73	998	36	1,221	7,804	96	5,824				42



パネラーとして
意見を述べる南相馬市消防団
長澤初男副団長

平成二十三年七月三十日（土）と三十一日（日）の二日間、東京都日本消防会館「ニッショーホール」において、日本消防協会主催による「東日本大震災全国消防団報告研修会」が開催され、全国から両日とも約六百人の消防関係者等が参加しました。

この研修会では、想像を絶する厳しい状況の下、災害活動に従事した本県の南相馬市消防団 長澤初男副団長はじめ、宮城県及び岩手県の消防団員等から生々しい活動状況の報告や、関西学院大学の室崎益輝教授による基調講演、パネルディスカッション（コーディネイター…NHK解説副委員長 山崎昇氏、パネラー…本県等の団活動報告者、基調講演者並びに消防庁国民保護・防災部長 佐々木克樹氏）等が行われました。



地域を守る消防団



消防団員募集 詳しくは市役所・町村役場へ

東日本大震災
全国消防団報告研修会開催される

全国・県内から寄せられた
東日本大震災の支援金・義援金の概要

東日本大震災に際し、全国、日本消防協会並びに県内の消防関係機関等から、県協会に寄せられました義援金・支援金の概要（収支）は、次表のとおりです。被害が激甚であった、いわき・双葉・相馬支部を中心に配賦等させていただきました。
御支援を寄せられました皆様方の温かいお心に、厚く感謝と御礼を申し上げます。

東日本大震災支援金の収支について

科 目	収 入	備 考
日本消防協会災害対策支援金（1回目）	3,000,000	3. 11災害市町村消防団宛
日本消防協会災害対策支援金（2回目）	1,500,000	消防協会宛
全国からの支援金	101,700,000	日本消防協会経由で交付されたもの
県内支部・消防団からの支援金	7,380,000	南会津支部 9,024円
		川俣支部 53,000円
		喜多方支部 2,187,000円
		棚倉町消防団 180,000円
		塙町消防団 200,000円
		猪苗代支部 367,000円
		田村支部 228,900円
		伊達支部 199,900円
		会津美里支部 150,000円
		会津若松支部 1,400,000円
		会津坂下支部 1,312,600円
		只見町消防団 318,000円
		本宮支部 80,000円
		二本松支部 150,000円
		南会津町消防団 540,000円
県外からの義援金・支援金	13,506,933	県協会職員親睦会 4,576円
		石川県義援金 1,000,000円
		長野県義援金 4,410,000円
		新潟県消防協会 3,000,000円
		長岡市消防団 1,000,000円
		神戸市西消防団神出支団 300,000円
		名古屋市消防団連合会 2,280,000円
		神戸市北消防団 100,000円
		青梅市消防団 116,933円
		日消第37回幹部特別研修生一同 200,000円
		神戸市消防団 500,000円
		東広島市消防団前団長高木昭夫氏 100,000円
		宮崎県消防協会 500,000円
雑収入	5,356	受取利息
収入合計	127,092,289	

科 目	支 出	備 考
災害対策支援金支出	116,041,552	浜3（いわき・双葉・相馬）支部 104,061,552円
		浜3支部以外の17支部 11,980,000円
		計 116,041,552円
支援物資購入支出	968,074	3／31 いわき、相馬支部支援物資代 79,774円
		4／12 相馬支部支援物資代 653,100円
		5／11 相馬支部等支援物資代 235,200円
委託料	1,333,500	救援物資懐中電灯配送委託
弔慰金	1,200,000	50,000円×24名＝1,200,000円（県協会に寄付金として支出）
旅費	746,070	支援金配賦役員会、災害地見舞等
会議費	63,720	災害支援関係会議費用
手数料	34,335	送金手数料
消耗品費	267,601	事務消耗品
修繕費	5,728,275	慰霊碑、消防会館地震災害に係る修理代
渉外費	39,508	災害見舞い者に対する資料等代金（東日本大震災縮刷版等）
臨時雇用賃金	668,000	4月～7月の臨時雇用賃金
支出合計	127,090,635	
収支差額	1,654	残金を東日本大震災消防殉職者遺児育英奨学基金に寄贈する（送金手数料含む）

消防庁

「東日本大震災踏まえた大規模災害時における 消防団活動のあり方に関する検討会」 の中間報告書

大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書の概要(抜粋)

H24.3 消防庁防災課

1. はじめに

- 東日本大震災において消防団は自らも被災者であったにもかかわらず、水門等の閉鎖や住民の避難誘導、救助活動などを献身的に行った。
- 一方で、活動中に多数の犠牲者が生じた。(死者・行方不明者254名(うち公務中198名))
- 検討会では、「住民の安全を守るという消防団の任務」と「消防団員の安全確保」という2つの命題を達成すべくその方策について議論。

2. 東日本大震災における消防団の活動と消防団が果たすべき役割

(1) 最初から最後まで

消防団は地域に最も密着した存在であるがゆえに、誰よりも真っ先に災害現場へ駆けつけ、そして最後まで活動することを余儀なくされる。

(2) 実に様々な活動に従事—地域コミュニティの核

住民の生命・身体・財産を守るという使命から必要とされるありとあらゆる業務に献身的に取り組んだところであり、まさに地域コミュニティの核というべき存在。

(3) 自助、共助、公助—地域の総合防災力向上における消防団の役割

郷土愛護の精神に基づく非常勤特別職の地方公務員からなる消防団は、公助の側面とともに、共助の側面も有している。常備消防、警察、自衛隊及び行政機関と自主防災組織や地域住民との間の「つなぎ役」、住民に対する「情報発信者」としての役割も担っている。地域の総合的な防災力を高めるために消防団が果たすべき役割は極めて大きくその充実が望まれる。

3. 東日本大震災における教訓と消防団員の安全確保対策等

(1) 消防団員に多くの犠牲が出た要因

- ① 想像を超えた津波
- ② 津波の最前線(危険が逼迫した状況での対応力を超えた任務)
- ③ 情報の不足
- ④ 地域住民の防災意識の不足



(2) 津波災害時の消防団員の安全確保対策

津波災害時の潜在的な危険要因をできるだけ排除。

津波災害にあっては、消防団員を含めたすべての人が「自分の命、家族の命を守る」ため、避難行動を最優先にすべきであり、消防団員が自らの命を守ることがその後の消防活動において多くの命を救う基本であることを、皆が理解。

① 地震・津波の監視・観測体制の強化と津波警報の改善

- 津波予測、観測の充実強化等(巨大地震まで測定可能な国内広域地震計、沖合津波計の活用等)
- 津波警報の改善

③ 情報伝達体制の整備と情報伝達手段の多重化

- 指揮命令系統に基づく情報伝達体制の整備
- 各隊への双方向の情報伝達手段の確保
- 情報伝達手段の多重化(車両を離れて活動する団員、参集途上の団員を考慮)

④ 消防団の装備及び教育訓練の充実

- 安全靴やライフジャケット等、消防活動上必要な安全装備について整備
- 安全管理マニュアルなどを消防団員に徹底するための訓練の積み重ね。国や都道府県は取組を支援

⑤ 住民の防災意識の向上、地域ぐるみの津波に強いまちづくり

- 市町村は、地域住民、自治会、自主防災組織などと一連に地域ぐるみで具体的な避難計画を作成(消防団の避難ルールを説明)
- 市町村は、都道府県と協力しながら、避難路や津波避難ビル等の整備を促進

② 避難ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化

- 避難の優先(津波到達予想時間が短い地域は避難が優先)

■ 津波災害時の消防団活動の明確化

関係機関や地域の協力を得て、消防団活動を真に必要なものに精査し、必要最小限に

- 水門等の閉鎖活動の最小化⇒廃止や常時閉鎖等の促進、閉鎖作業の役割分担
- 避難誘導活動等の最適化⇒住民の率先避難の周知・徹底、住民への情報伝達手段の整備、避難路、避難階段、緊急避難場所の整備など、津波に強いまちづくりを促進
- 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成
- 避難のルールを確立。住民に事前に説明、理解
- 指揮命令系統(団指揮本部→隊長→団員)の確立 指揮者の下、複数人で活動
- 水門閉鎖活動時などのライフジャケットの着用
- 津波到達予想時刻を基に、出動及び避難に要する時間、安全時間を踏まえ、活動可能時間を設定。経過した場合は直ちに退避(「活動可能時間の判断例」を参照)
- 隊長等は、活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令

(3) 消防団員の惨事ストレス対策

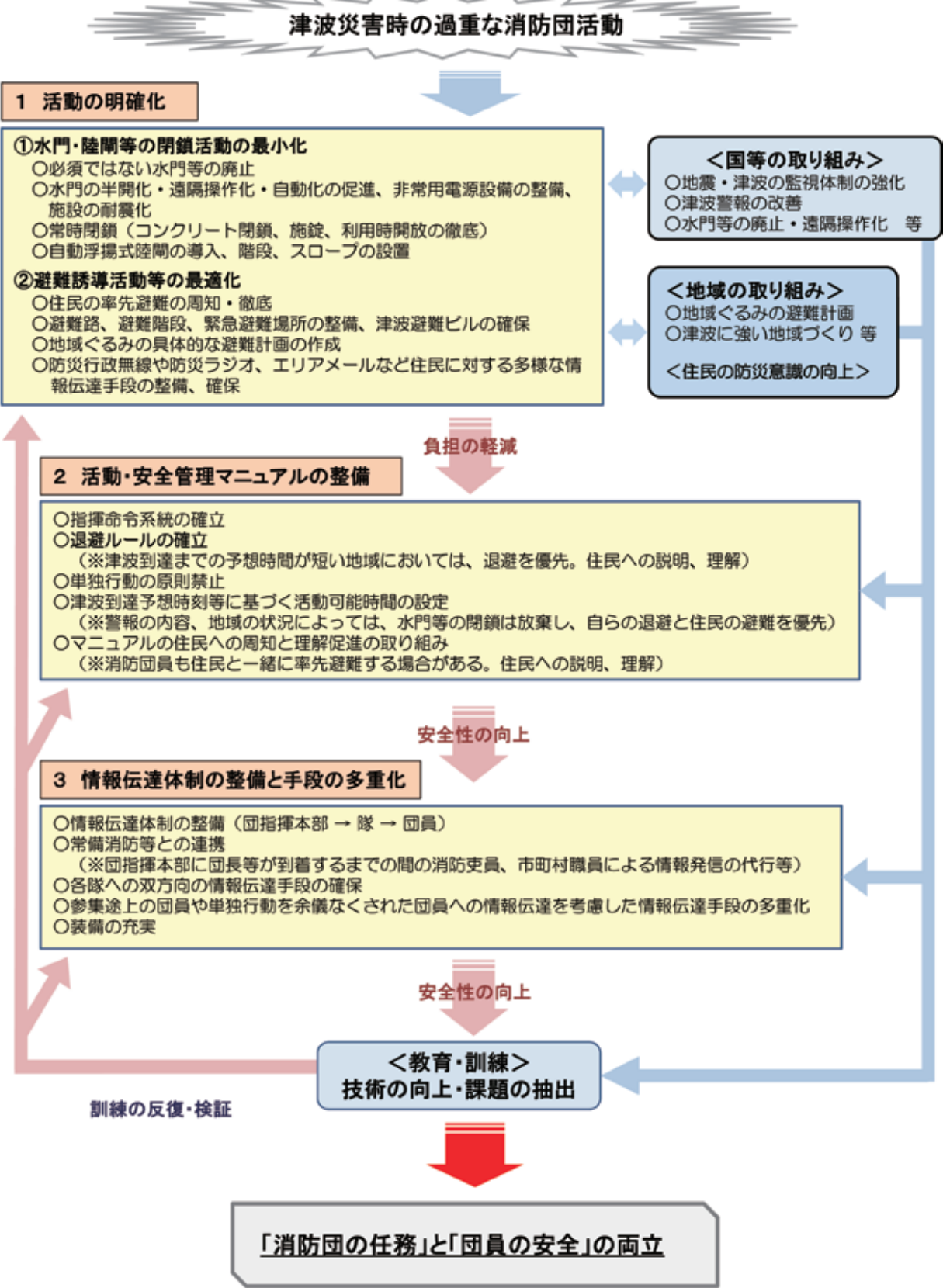
- 心のケアの専門家を派遣する事業(消防庁、(財)日本消防協会共同)等を実施。引き続き中長期的な視点を含めた対策を検討

消防庁「東日本大震災踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方に関する検討会」の中間報告書が、平成二十四年三月九日に公表されました。

この中間報告書の内容は、津波災害時の消防団員の安全確保対策を中心としたものとなっており、同検討会では、今後、最終報告書の取りまとめ（二十四年八月目途）に向けて、消防団の装備・教育訓練の充実、消防団員の処遇改善・入団促進策及び地域住民の防災意識の向上等について検討を進めることとなっています。

同中間報告書の概要（抜粋）は、次のとおりです。

津波災害時の消防団員の安全確保対策（活動・安全管理マニュアル整備のフローチャート）



平成二十三年度

福島県消防殉職者慰霊祭執り行う



平成二十三年十月八日(日)に、平成二十三年度福島県消防殉職者慰霊祭を、県協会主催で、福島県消防学校にある「殉職消防組員之碑」の前で執り行いました。

慰霊祭は、例年五月の県消防大会の前日に、同大会開催地で執り行っておりましたが、東日本大震災が発生したため、各消防機関の対応等を考慮し、

同大会は中止としたものの、殉職者の追悼は欠かすことができないとの判断から、慰霊祭は延期としていたものです。

明治二十三年からの消防殉職者百一名の御霊を、御遺族をはじめ福島県知事、県議会議員、日本消防協会常務理事、県町村会会長、県消防学校校長等の御来賓や、県内各消防団長・消防長などの消防関係者約百十名が参列し、黙とう、追悼、並びに献花を行うとともに、消防関係者は、あらためて、地域住民の安全確保のため研鑽・努力することを誓いました。

なお、東日本大震災により殉職された方々につきましては、公務災害認定等が確定されていなかったため、日程の関係より一緒に慰霊することができませんでした。

全国慰霊祭執り行われる



平成二十三年十一月二十九日(火)東京都日本消防会館「ニッショーホール」において、天皇皇后両陛下のご臨席の下、日本消防協会主催による「東日本大震災消防殉職者等全国慰霊祭」が、来賓はじめ、全国からの御遺族、消防関係者など約七百人が参列し、厳粛かつ盛大に執り行われました。

同協会主催による慰霊祭は、毎年九月に「全国消防殉職者慰霊祭」として行われてきましたが、今年は東日本大震災殉職者が二百二十六柱と多数に上ったため、「東日本大震災消防殉職者等全国慰霊祭」として執り行われ、東日本大震災の殉職者に他の災害等による殉職者を加えた二百三十九柱の御霊が合祀されました。

福祉共済事業の弔慰金 支給額が復元される

(23・24・23から適用)

東日本大震災の発生により、かつてない極めて多数の消防団員等の日本消防協会福祉共済加入者が殉職されたため、万やむを得ない措置として、平成二十三年五月の日本消防協会理事会・代議員会において、同共済事業の弔慰金の減額(二千万円→一千万円)、弔慰救済金の当分の間の支給停止(七百万円→〇)及び共済掛金の一時的な引き上げ(二十四年度から三年間一千万円増)が決定されていました。

しかし、その後、東日本大震災殉職者数の確定や、他の災害による殉職者が少数であったことにより、財源等の見直しが行われ、平成二十四年二月二十三日の日本消防協会理事会・代議員会において、弔慰金は、二十三年四月に改正予定であった二千三百万円に復元、弔慰救済金(七百万円)の支給停止解除を同二十三日以降の災害等殉職者に適用すること、並びに、共済掛金の一時的な引き上げは、二十四年度のみ二年間とすることが決定されました。

また、消防殉職者の遺児に対しては、小学校入学時から大学卒業まで、財団法人消防育英会から、育英奨学金が贈られています。東日本大震災で多くの殉職者が生じ、これら殉職者の遺児百六十九人が残され、東日本大震災以前の遺児百七人もいることから、大幅に財源が不足することとなったため、東日本大震災遺児援助に限定した「東日本大震災消防殉職者遺児育英奨学金基

金」を創設し、広く御支援をつのることが同理事会・代議員会で併せて決定されており、何卒御理解くださり御支援をお願いいたします。

育英会への募金

送金先

銀行名・りそな銀行

【銀行コード0010】

支店名・東京公務部

【支店コード295】

口座番号・0078446

口座名・財団法人消防育英会東日本大震災消防殉職者遺児育英奨学金基金【ザイダンホウジンショウボウイクエイカイヒガニホンダイシンサイショウボウジュンシヨクシャイジイクエイショウガクキン】

台風第十五号による

被害状況

平成二十三年九月十三日に発生した台風第十五号は、九月二十一日十四時に静岡県浜松市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま東海地方から関東地方、そして東北地方を北東に進みまし

た。その後二十一日夜遅くに福島県沖に抜け、二十二日十五時に千島近海で温帯低気圧に変わりました。

この影響で西日本から北日本にかけての広い範囲で、暴風や記録的な大雨となり、多くの地点で総降水量が九月

の降水量平年値の二倍を超え、また暴風も観測され、各地で大きな被害が発生しました。

本県の被害状況は次表のとおりで、郡山市、須賀川市に被害が集中しています。

平成23年12月15日(木) 18時00分現在
消防庁災害対策本部

被害状況

都道府県名	人的被害				住家被害					非住家被害		
	死者	行方不明者	負傷者 重傷	負傷者 軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	崖くずれ その他
	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	箇所
福島県				4	20	1,290	166	242	324	37	545	